

千葉県国土利用計画（第4次）策定の基本的な考え方

1 策定の背景

(1) 経済社会状況の変化と土地利用の動向

- ・ 人口減少時代・少子高齢社会の到来、グローバル化の進展、地方分権の進展、価値観の多様化、市民社会の成熟 等
- ・ 土地利用転換圧力の低下、遊休地・低未利用地の増加 等

(2) 県土利用をめぐる諸課題

- ・ 県土のひずみの顕在化（産業廃棄物の不法投棄、森林・農地の減少、土砂採取による環境・景観の問題 等）
- ・ 県土の管理水準の低下（耕作放棄地・荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化、都市部の低未利用地の増加 等）

(3) 千葉県国土利用計画（第3次）の課題

- ・ 県土利用上の問題点・課題への対応
- ・ 本県の個性・特色を生かした計画づくり
- ・ 計画の実効性を高める仕組みづくり

2 策定の基本的な考え方

(1) 基本的な視点

「県民一人ひとりが豊かさを実感し自信と誇りを持って暮らすことのできる県土利用」、「地域の持続的な発展を支える県土利用」を目指す。

1 多様な主体との連携・協働による県土利用

県民、NPO、企業、市町村をはじめとする多様な主体との連携・協働による県土の保全、利用を図る。

特に、地域の実状をよく知る県民の主体的な参画による地域づくりに努めるとともに、幅広い主体との信頼関係を築き、それらの力を結集し、千葉県の持続可能な発展を支える県土利用を進めていく。

2 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

温室効果ガスの吸収減として重要な役割を担っている森林、有機物循環等の物質循環を形成している農地等の保全・有効利用等による自然界の健全な物質循環の確保に努める。

また、廃棄物の発生抑制、減量・再資源化及び適正処理を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指す。

3 安全で安心できる暮らしの確保

災害の予防対策に加えて、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える「減災」の考え方も取り入れながら、地震や津波、台風、集中豪雨等の災害に強い県土形成や海岸線の侵食等からの県土の保全を図る。

また、食の安全など県民の健康に関連する土壌・水質・大気安全等の確保に努める。

4 良好な景観の形成、人と自然との共生

豊かな自然や田園風景、歴史的・文化的景観を保全しながら、自然環境と人間活動が調和した景観の形成を図り、次の世代へ引き継いでいく。

また、生態系や生物多様性の保全の強化、自然の再生・回復への取組を推進するとともに、都市的土地利用の無秩序な拡大の抑制や集約型都市構造への転換を図る。

5 県の多様性を生かした活力の創出

地域の自然・文化・歴史や産業資源、それぞれの地域が有する個性や特色を生かして、活力ある地域社会の形成につながる県土利用を図る。

また、空港・港湾・道路等の広域ネットワークや産業活動における生産者と消費者の近接性を有効に活用するとともに、中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくり、低・未利用地の適切な利活用を進め、地域の活性化を促進する。

6 世界に開かれた県土利用

国際化時代に対応し、国際空港を有する「成田」、幕張メッセや国際的企業が集積する「幕張」、大学・研究機関が集積する「柏」、国際研究開発の拠点となる「かずさ」等の国際拠点の形成や活用に資する県土利用を図る。

また、外資系企業が進出しやすい環境の整備、豊かな自然環境、歴史・文化、レクリエーション施設等の資源を生かした外国人観光客の受入体制の整備を推進する。

(2) 土地利用に関連する先導的取組との整合性の確保

各部局における土地利用に関連する多様な先導的取組（各種戦略・ビジョン・計画・条例等）との整合性の確保を図る。

(3) 計画を推進する新たな仕組みの構築

- 多様な主体との連携・協働による県土利用
県民、NPO、企業等による直接的・間接的な県土の保全・利用への参加の促進などにつき検討する。
- 計画の実効性を高める制度の構築
 - ・ モニタリング制度
定期的に、県土利用の状況や開発の動向等に係るデータ・情報を調査・把握し、公開する。また、調査結果を評価・分析し、必要に応じ、施策の改善等を行う。
 - ・ 計画評価制度
モニタリング結果等を活用して、県土利用の状況と計画の内容との比較検討・評価を行い、必要に応じ、計画の見直しを行う。

(4) 策定の進め方

- ・ 庁内横断組織やワーキンググループにより、全庁的な検討を行う。
- ・ タウンミーティングの開催等により、広く県民の考えや意見を取り入れる。
- ・ 市町村との緊密な連携を図り、意見の反映に努める。
- ・ 審議会における審議、「県議会の議決」を経て決定する。

3 計画に盛り込むこととされている事項（国土利用計画法施行令1条）

(1) 県土の利用に関する基本構想

- ・ 目指すべき県土利用の基本的な方向性
- ・ 農地・森林・宅地等の利用に関する基本的な考え方

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標と地域別の概要

- ・ 農地・森林・宅地等ごとの規模目標
- ・ 地域別の土地利用の方向

(3) (2) に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、計画期間は、基準年次を平成16年とし、目標年次を平成29年とする。